

## 行政の規範等の実例

法律	規範等	パル	所管府省等	備考	頁
不当景品類及び不当表示防止法（第 3 条）	景品類の価格の算定基準について（1, 2）	通達	公正取引委員会	景品類の価額の算定基準	1
道路交通法（第 49 条）	道路交通法施行規則（第 6 条の 4～第 6 条の 7）	省令	警察庁	パーキング・メーターの機能	2
保険業法（第 130 条）	保険業法施行規則（第 86 条、第 87 条）	省令	金融庁	保険会社の健全性の基準	3
電波法（第 7 条）	放送局の開設の根本的基準（第 9 条）	省令	総務省	放送局開設の基準	4
監獄法（第 50 条）	監獄法施行規則（第 120 条～第 128 条）	省令	法務省	接見及び信書の制限	5
酒税法（第 9 条）	酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について（法令解釈通達）（第 9 条）	通達	財務省	酒類の販売業免許の区分	6
銃砲刀剣類等所持取締法（第 14 条）	銃砲刀剣類登録規則（第 1 条～第 5 条）	省令	文部科学省	銃砲刀剣類の登録手続・鑑定基準	7
学校教育法（第 21 条）	義務教育諸学校教科用図書検定基準（第 2 章、第 3 章）	告示	文部科学省	教科書の検定基準	8
生活保護法（第 8 条）	生活保護法による保護の基準（全文、別表第 1）	告示	厚生労働省	基準生活費額	9
墓地、埋葬等に関する法律（第 13 条）	墓地、埋葬等に関する法律第 13 条の解釈について（全文）	通達	厚生労働省	埋葬・埋蔵請求を拒否できる理由の解釈	10
農地法（第 80 条）	農地法施行令（第 16 条、第 18 条）	政令	農林水産省	買収農地のうち、売り払いの認定ができる土地の範囲	11
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（第 51 条の 2）	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（第 13 条の 8、第 13 条の 9）等	政令 省令	経済産業省	核燃料物質により汚染された物の範囲	12
道路運送車両法（第 40 条から第 44 条）	道路運送車両の保安基準（第 8 条、第 9 条）等	省令 告示	国土交通省	走行装置の基準	13
環境基本法（第 16 条）	二酸化窒素に係る環境基準について（全文）	告示	環境省	望ましい二酸化窒素の基準	14
国家公務員法（第 102 条）	人事院規則 14 - 7（政治的行為）（6～8）	規則	人事院	制限される政治的行為の範囲	15

※所管府省等は、規範等の所管に対応した欄に便宜整理している。

法律	規 範 等
<p>○不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年5月15日法律第134号）</p>	<p>○景品類の価額の算定基準について（昭和53年11月30日事務局長通達第9号）</p> <p>公正取引委員会の決定に基づき、景品類の価額の算定基準を次のとおり定めたので、以後これによらねたい。</p> <p>なお、「景品類の価額の算定基準および商店街における共同懸賞について（昭和47年12月19日公取監第773号事務局長通達）」は廃止する。</p>
<p>（景品類の制限及び禁止）</p> <p>第3条 公正取引委員会は、不当な顧客の誘引を防止するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。</p>	<p>1 景品類の価額の算定は、次による。</p> <p>(1) 景品類と同じものが市販されている場合は、景品類の提供を受ける者が、それを通常購入するときの価格による。</p> <p>(2) 景品類と同じものが市販されていない場合は、景品類を提供する者がそれを入手した価格、類似品の市価等を勘案して、景品類の提供を受ける者が、それを通常購入することとしたときの価格を算定し、その価格による。</p> <p>2 海外旅行への招待又は優待を景品類として提供する場合の価額の算定も1によるが、具体的には次による。</p> <p>(1) その旅行が、あらかじめ旅行地、日数、宿泊施設、観光サービス等を一定して旅行業者がパンフレット、チラシ等を用いて一般に販売しているもの（以下「セット旅行」という。）である場合又はその旅行がセット旅行ではないが、それと同一内容のセット旅行が他にある場合は、そのセット旅行の価格による。</p> <p>(2) その旅行がセット旅行ではなく、かつ、その旅行と同一内容のセット旅行が他にない場合は、その旅行を提供する者がそれを入手した価格、類似内容のセット旅行の価格等を勘案して、景品類の提供を受ける者が、それを通常購入することとしたときの価格を算定し、その価格による。</p>

法 律	規 範 等
○道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）	○道路交通法施行規則（昭和35年12月3日総理府令第60号）
	<p>道路交通法及び道路交通法施行令の規定に基づき、並びにこれらを実施するため(⑤)、道路交通法施行規則を次のように定める。</p>
<p>(時間制限駐車区間)</p> <p>第49条 公安委員会は、時間を限つて同一の車両が引き続き駐車することができる道路の区間であることが道路標識等により指定されている道路の区間（以下「時間制限駐車区間」という。）について、当該時間制限駐車区間における駐車の適正を確保するため、パーキング・メーター（内閣府令(①)で定める機能を有するものに限る。以下同じ。）を設置し、及び管理するものとする。</p> <p>2 公安委員会は、時間制限駐車区間について、道路の構造その他道路又は交通の状況から判断してパーキング・メーターを設置することが適当でないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、パーキング・チケット（内閣府令(②)で定める様式の標章であつて、発給を受けた時刻その他内閣府令(③)で定める事項を表示するものを用いる。以下同じ。）を発給するための設備で内閣府令(④)で定める機能を有するもの（以下「パーキング・チケット発給設備」という。）を設置し、及び管理することができる。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、公安委員会は、時間制限駐車区間において駐車しようとする車両の運転者に対する情報の提供、時間制限駐車区間において駐車する車両の整理その他時間制限駐車区間における駐車の適正を確保するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(パーキング・メーターの機能)</p> <p>① 第6条の4 法第49条第1項の内閣府令で定める機能は、次に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 車両を感知した時から当該車両が引き続き駐車している時間を自動的に測定し、及び表示すること。</li> <li>二 作動の方法について必要な事項が表示されていること。</li> <li>三 車両が法第49条の2第2項又は同条第4項の規定に違反して駐車しているときは、その旨を警報すること。</li> <li>四 高さが1.2メートル以上1.5メートル以下であること。</li> </ul> <p>(パーキング・チケットの様式等)</p> <p>③ 第6条の5 法第49条第2項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 パーキング・チケットの発給を受けた年月日</li> <li>二 駐車を終了すべき時刻</li> </ul> <p>② 2 法第49条第2項の内閣府令で定める様式は、別記様式第1の4のとおりとする。</p> <p>(パーキング・チケット発給設備の機能)</p> <p>④ 第6条の6 法第49条第2項の内閣府令で定める機能は、次に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 パーキング・チケットにパーキング・チケットの発給を受けた時刻及び前条第1項各号に掲げる事項を自動的に印字し、直ちにこれを発給すること。</li> <li>二 パーキング・チケットの発給を受ける方法について必要な事項が表示されていること。</li> <li>三 高さが1.2メートル以上1.7メートル以下であること。</li> </ul> <p>(時間制限駐車区間における駐車の適正を確保するための措置)</p> <p>⑤ 第6条の7 法第49条第3項に規定する措置は、時間制限駐車区間が在ることを表示板を用いて示す場合にあつては、別記様式第1の5の表示板を設けて行うものとする。</p> <p>2 公安委員会は、法第49条第2項のパーキング・チケット発給設備を設置するときは、当該パーキング・チケット発給設備に近接した場所に、当該パーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において駐車しようとする車両がその前方から見やすいように、別記様式第1の6の表示板を設けるものとする。</p> <p>(別記様式第1の4から第1の6までは略)</p>

法律	規範等
<p>○保険業法（平成7年6月7日法律第105号）</p>	<p>○保険業法施行規則（平成8年2月29日大蔵省令第5号）</p> <p>保険業法及び保険業法施行令の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、保険業法施行規則（大正元年農商務省令第29号）の全部を改正する省令を次のように定める。</p>
<p>（健全性の基準）</p> <p>第130条 内閣総理大臣は、保険会社に係る次に掲げる額を用いて、保険会社の経営の健全性を判断するための基準として保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めることができる。</p> <p>一 資本、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額（①）の合計額</p> <p>二 引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であって通常の予測を超えるものに対応する額として内閣府令で定めるところにより計算した額（②）</p>	<p>（健全性の基準に用いる資本、基金、準備金等）</p> <p>① 第86条 法第130条第1号に規定する資本、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。</p> <p>一 資本の部の合計額から利益又は剰余金の処分として支出する金額（相互会社にあつては、翌事業年度に社員に対する剰余金の分配として支出する額を含む。）、その他有価証券評価差額金（財務諸表等規則第68条の2の2に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額をいう。）並びに法第77条第4項、第92条の2第6項及び第113条前段の規定並びに商法施行規則第37条から第40条まで（研究費及び開発費、新株発行費等、社債発行費並びに社債発行差金）の規定又は第32条の10から第32条の13までの規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額</p> <p>二 法第115条第1項の価格変動準備金の額</p> <p>三 第69条第1項第3号の危険準備金又は第70条第1項第2号の異常危険準備金（地震保険に関する法律施行規則（昭和41年大蔵省令第35号）第7条第1項（地震保険責任準備金の計算方法）に定める危険準備金を含む。）の額</p> <p>四 一般貸倒引当金の額</p> <p>五 保険会社が有するその他有価証券については、貸借対照表計上額の合計額と帳簿価額の合計額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額</p> <p>六 保険会社が有する土地については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額</p> <p>七 その他前各号に準ずるものとして金融庁長官が定めるものの額</p> <p>2 前項第六号中「時価」とは、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日の適正な評価価格に基づき算出した価額をいう。</p> <p>（通常の予測を超える危険に対応する額）</p> <p>② 第87条 法第130条第2号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であって通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。</p> <p>一 保険リスク（実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険をいう。第162条において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額</p> <p>二 予定利率リスク（責任準備金の算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険をいう。第162条において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額</p> <p>三 資産運用リスク（資産の運用等に関する危険であつて、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。）に対応する額として次のイからホまでに掲げる額の合計額</p> <p>イ 価格変動等リスク（保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格変動等により発生し得る危険をいう。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額</p> <p>ロ 信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額</p> <p>ハ 子会社等リスク（子会社等（法第110条第2項に規定する子会社等をいう。次条において同じ。）への投資その他の理由により発生し得る危険をいう。第162条において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額</p> <p>ニ デリバティブ取引リスク（証券取引法第2条第20項又は第24項（定義）の有価証券先物取引又は有価証券先渡取引、第47条第9号から第12号までに掲げる取引その他これらと類似の取引により発生し得る危険をいう。第162条において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額</p> <p>ホ イからニまでのリスクに準ずるものとして金融庁長官が定めるところにより計算した額</p> <p>四 経営管理リスク（業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であつて、前3号に掲げる危険に該当しないものをいう。）に対応する額として、前3号に対応する額に基づき金融庁長官が定めるところにより計算した額</p>

法 律	規 範 等
<p>○電波法（昭和25年5月2日法律第131号）</p> <p>（申請の審査）</p> <p>第7条 総務大臣は、前条第1項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 工事設計が第3章に定める技術基準に適合すること。</li> <li>二 周波数の割当てが可能であること。</li> <li>三 前2号に掲げるもののほか、総務省令で定める無線局（放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。</li> </ol> <p>2 総務大臣は、前条第2項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 工事設計が第3章に定める技術基準に適合すること。</li> <li>二 総務大臣が定める放送用周波数使用計画（放送をする無線局に使用させることのできる周波数及びその周波数の使用に関し必要な事項を定める計画をいう。以下同じ。）に基づき、周波数の割当てが可能であること。</li> <li>三 当該業務を維持するに足る財政的基礎があること。</li> <li>四 前3号に掲げるもののほか、<u>総務省令で定める放送をする無線局の開設の根本的基準に合致すること。</u></li> </ol> <p>（3以下 略）</p> <p>第99条の11 総務大臣は、次に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 第4条第1号、第2号及び第3号（免許を要しない無線局）、…中略…、<u>第7条第1項第3号及び第2項第4号（無線局の開設の根本的基準）</u>、…中略…の規定による総務省令を制定し、変更し、又は廃止しようとするとき。</li> </ol> <p>第99条の12 電波監理審議会は、<u>前条第1項第1号及び第3号の規定により諮問を受けた場合には、意見の聴取を行わなければならない。</u></p>	<p>○放送局の開設の根本的基準（昭和25年12月5日電波監理委員会規則第21号）</p> <p>電波法（昭和25年法律第131号）第7条（申請の審査）の規定の委任に基き、電波監理委員会設置法（昭和25年法律第133号）第17条の規定により、昭和25年12月2日放送局の開設の根本的基準を次のように定め、ここに公布する。</p> <p>（第1条から第8条まで 略）</p> <p>（放送の普及）</p> <p>第9条 放送局（受信障害対策中継放送、受託国内放送、受託協会国際放送、受託内外放送、多重放送又は臨時目的放送を専ら行うものを除く。以下この条において同じ。）は、放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されるようにするため、次の各号に掲げる者以外の者が開設するものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 その局以外の放送局に係る一般放送事業者（以下この項及び次項第四号において「一般放送事業者」という。）</li> <li>二 一般放送事業者を支配する者</li> <li>三 前二号に掲げる者により支配される者</li> <li>四 委託放送事業者（多重放送又は臨時目的放送を専ら委託して行わせるものを除く。）</li> <li>五 前号に掲げる者を支配する者</li> <li>六 前二号に掲げる者により支配される者</li> <li>七 衛星役務利用放送事業者（電気通信役務利用放送法施行規則（平成14年総務省令第5号）第2条第1号に規定する衛星役務利用放送に係る電気通信役務利用放送法（平成13年法律第85号）第3条第1項の登録を受けた者をいう。）</li> <li>八 前号に掲げる者を支配する者</li> <li>九 前二号に掲げる者により支配される者</li> </ol> <p>（第2項から第7項まで 略）</p> <p>8 第1項から前項までの規定において支配とは、次の各号の一に該当する行為をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 一の者が法人又は団体の議決権の10分の1を超える議決権を有すること。</li> <li>二 一の法人又は団体の役員で他の法人又は団体の役員（監事、監査役又はこれらに準ずる者を除く。以下この号において同じ。）を兼ねる者の総数が、当該他の法人又は団体の役員の総数の5分の1を超えること。</li> <li>三 一の法人又は団体の代表権を有する役員又は常勤の役員が他の法人又は団体の代表権を有する役員又は常勤の役員（監事、監査役又はこれらに準ずる者を除く。）を兼ねること。</li> </ol> <p>（第9項から第12項まで並びに第10条及び第11条 略）</p>

法律	規範等
○監獄法（明治41年3月28日法律第28号）	○監獄法施行規則（明治41年6月16日司法省令第18号）
<p>第50条 <u>接見ノ立会、信書ノ検閲其他接見及ヒ信書ニ関スル制限ハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム</u></p>	<p>監獄法施行規則左ノ通相定ム</p> <p>第9章 接見及ヒ信書</p> <p>第120条 削除</p> <p>第121条 接見ノ時間ハ30分以内トス但弁護士トノ接見ハ此限ニ在ラス</p> <p>第122条 接見ハ執務時間内ニ非サレハ之ヲ許サス</p> <p>第123条 接見ノ度数ハ拘留受刑者及ヒ監置ニ処セラレタル者ニ付テハ10日毎ニ1回、禁錮受刑者ニ付テハ15日毎ニ1回、懲役受刑者ニ付テハ1月毎ニ1回トス但20歳未満ノ受刑者又ハ之ニ準スル処遇ヲ為ス受刑者ノ接見度数ハ所長ニ於テ教化上必要ト認ムル程度ヲ標準トシテ適宜之ヲ増加スルコトヲ得</p> <p>第124条 所長ニ於テ処遇上其他必要アリト認ムルトキハ前3条ノ制限ニ依ラサルコトヲ得</p> <p>第125条 在監者ニ接見センコトヲ請フ者アルトキハ其氏名、職業、住所、年齢、在監者トノ続柄及ヒ面談ノ要旨ヲ聞取り許可ヲ与ヘタル者ニハ接見者心得事項ヲ告知ス可シ</p> <p>2 接見センコトヲ請フ者弁護士ナルトキハ其氏名、職業及ヒ住所ノミヲ聞取り裁判所ノ許可ヲ得テ弁護士ト為リタル者ニハ仍ホ其旨ヲ証明セシム可シ</p> <p>第126条 接見ハ接見所ニ於テ之ヲ為サシム可シ</p> <p>2 受刑者ノ教化上其他必要アリト認ムルトキハ接見所以外ノ適當ナル場所ニ於テ接見ヲ為サシムルコトヲ得</p> <p>3 在監者疾病ノ為メ已ムコトヲ得ザル場合ハ其居所ニ於テ接見ヲ為サシムルコトヲ得</p> <p>第127条 接見ニハ監獄官吏之ニ立会フ可シ但刑事被告人ト弁護士トノ接見ハ此限ニ在ラス</p> <p>2 前項但書ノ場合ニ於テハ逃走不法ナル物品ノ授受又ハ罪証湮滅其他ノ事故ヲ防止スル為メ必要ナル戒護上ノ措置ヲ講ス可シ</p> <p>3 所長ニ於テ教化上其他必要アリト認ムルトキハ受刑者ノ接見ニ付立会ヲ為サシメサルコトヲ得</p> <p>第128条 外国語ハ所長ノ許可アルニ非サレハ接見ノ際之ヲ使用スルコトヲ得ス</p> <p>(参考)</p> <p>第120条（平成3年8月削除） 14歳未満ノ者ニハ在監者ト接見ヲ為スコトヲ之ヲ許サス</p>

法律	規範等
<p>○酒税法（昭和28年2月28日法律第6号）</p>	<p>○酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について（法令解釈通達）（平成11年6月25日課酒1-36、課鑑16、官会1-37、課資3-4、徴管1-16 国税局長、沖縄国税事務所長、税関長、沖縄地区税関長あて国税庁長官通達）</p> <p>酒税法（昭和28年法律第6号）、…中略…の法令解釈通達を別冊のとおり定めたから、平成11年7月1日からこれによられたい。</p> <p>なお、この通達の具体的な適用に当たっては、通達文章の部分的な字句について形式的な解釈を行うことのないよう留意し、法令の規定の趣旨・制度の背景だけでなく、判例・条理・社会通念を考慮して、適切な事務処理を行うこととされたい。</p>
<p>（酒類の販売業免許）</p> <p>第9条 酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業（以下「販売業」と総称する。）をしようとする者は、政令で定める手続により、販売場（継続して販売業をする場所をいう。以下同じ。）ごとにその販売場の所在地（販売場を設けない場合には、住所地）の所轄税務署長の免許を受けなければならない。但し、酒類製造者がその免許を受けた製造場においてする酒類（当該製造場について第7条第1項の規定により製造免許を受けた酒類と同一の種類（品目のある種類の酒類については、品目）の酒類及び第44条第1項の承認を受けた酒類に限る。）の販売業及び酒場、料理店その他酒類をもつばら自己の営業場において飲用に供する業については、この限りでない。</p> <p>2 前項の免許を与える場合において、その免許を受けようとする者が博覧会場、即売会場その他これらに類する場所で臨時に販売場を設けて酒類の販売業をしようとする者であると認められるときは、税務署長は、当該販売場に係る同項の免許につき期限を附することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>第9条 酒類の販売業免許</p> <p>第1項関係</p> <p>1 から7まで 略</p> <p>8 酒類販売業免許等の区分及びその意義</p> <p>酒類販売業免許等（法第9条《酒類の販売業免許》の規定に基づき酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業をしようとする者に対して税務署長が付与する免許をいう。以下同じ。）の区分及びその意義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 酒類販売業免許</p> <p>酒類販売業免許とは、酒類を継続的に販売することを認められる次の免許をいう（営利を目的にするかどうか又は特定若しくは不特定の者に販売するかどうかは問わない。）。</p> <p>イ 酒類小売業免許</p> <p>酒類小売業免許とは、消費者又は料飲店営業者（酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供する営業を行う者をいう。）に対して酒類を継続的に販売することが認められる次の免許をいう。</p> <p>(注) 酒類小売業免許は、酒税の保全上酒類の需給均衡を維持するために法第11条《免許の条件》に基づき、酒類の販売は小売販売に限る旨の条件を付されている酒類販売業免許である。</p> <p>(イ) 一般酒類小売業免許</p> <p>一般酒類小売業免許とは、販売場において、原則として、すべての種類の酒類を小売することができる免許（(ロ)及び(ハ)に定める酒類小売業免許を除く。）をいう。</p> <p>(ロ) 大型店舗酒類小売業免許</p> <p>大型店舗酒類小売業免許とは、大型店舗において酒類を小売することができる免許をいう。</p> <p>(ハ) 特殊酒類小売業免許</p> <p>特殊酒類小売業免許とは、酒類の消費者又は関連事業者等の特別の必要に応ずるため、酒類を小売することが認められる次の免許をいう。</p> <p>A みりん小売業免許</p> <p>B 観光地等酒類小売業免許</p> <p>C 船舶内等酒類小売業免許</p> <p>D 駅構内等酒類小売業免許</p> <p>E 競技場等酒類小売業免許</p> <p>F 船用品等取扱業者酒類小売業免許</p> <p>G 通信販売酒類小売業免許</p> <p>H 期限付酒類小売業免許</p> <p>I その他特殊酒類小売業免許</p> <p>ロ 酒類卸売業免許（以下 略）</p> <p>9から12まで 略</p>

法律	規 範 等
○銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年3月10日法律第6号）	○銃砲刀剣類登録規則（昭和33年3月10日文化財保護委員会規則第1号）  銃砲刀剣類等所持取締法（昭和33年法律第6号）の規定に基づき、銃砲刀剣類登録規則を次のように定める。
<p>（登録）</p> <p>第14条 都道府県の教育委員会は、美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録をするものとする。</p> <p>2 銃砲又は刀剣類の所有者（所有者が明らかでない場合にあつては、現に所持する者。以下同じ。）で前項の登録を受けようとするものは、<u>文部科学省令で定める手続により、その住所の所在する都道府県の教育委員会に登録の申請（①）</u>をしなければならない。</p> <p>3 第1項の登録は、登録審査委員の鑑定に基いてしなければならない。</p> <p>4 都道府県の教育委員会は、第1項の規定による登録をした場合においては、速やかにその旨を登録を受けた銃砲又は刀剣類の所有者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知しなければならない。</p> <p>5 <u>第1項の登録の方法、第3項の登録審査委員の任命及び職務、同項の鑑定の基準及び手続その他登録に関し必要な細目は、文部科学省令で定める（②）。</u></p>	<p>（登録の手続等）</p> <p>① 第1条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第14条第1項の登録の申請は、第1号様式の登録申請書により、行わなければならない。</p> <p>① 2 前項の登録申請書には、申請に係る銃砲が日本製銃砲にあつてはおおむね慶応3年以前に製造されたこと、外国製銃砲にあつてはおおむね同年以前に我が国に伝来していたことを証明する資料等がある場合には、それを添付するものとする。</p> <p>② 3 都道府県の教育委員会は、第1項の申請書を受理したときは、法第14条第3項の規定による鑑定を行う日時及び場所を同条第1項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）に通知しなければならない。</p> <p>② 4 申請者は、前項の通知を受けたときは、当該申請に係る火縄式銃砲等の古式銃砲又は刀剣類を通知された日時に、通知された場所に持参しなければならない。</p> <p>② 5 法第14条第4項の通知には、当該通知に係る登録証の写しを添付するものとする。</p> <p>（登録審査委員）</p> <p>② 第2条 法第14条第3項の登録審査委員は、銃砲又は刀剣類に関し学識経験のある者のうちから都道府県の教育委員会が任命する。</p> <p>② 第3条 登録審査委員は、都道府県の教育委員会の指示を受けて、火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の鑑定の職務に従事する。</p> <p>② 2 登録審査委員は、鑑定にあつては、次条の鑑定の基準に従つて公正に行なわなければならない。</p> <p>（鑑定の基準）</p> <p>② 第4条 火縄式銃砲等の古式銃砲の鑑定は、日本製銃砲にあつてはおおむね慶応3年以前に製造されたもの、外国製銃砲にあつてはおおむね同年以前に我が国に伝来したものであつて、次の各号のいずれかに該当するものであるか否かについて行うものとする。</p> <p>一 火縄式、火打ち石式、管打ち式、紙薬包式又はピン打ち式（かに目式）の銃砲で、形状、象嵌、彫り物等に美しさが認められるもの又は資料として価値のあるもの</p> <p>二 前号に掲げるものに準ずる銃砲で骨とう品として価値のあるもの（明治19年以降実用に供せられている実包を使用できるものを除く。）</p> <p>② 2 刀剣類の鑑定は、日本刀であつて、次の各号の一に該当するものであるか否かについて行なうものとする。</p> <p>一 姿、鍛え、刃文、彫り物等に美しさが認められ、又は各派の伝統的特色が明らかに示されているもの</p> <p>二 銘文が資料として価値のあるもの</p> <p>三 ゆい緒、伝来が史料的価値のあるもの</p> <p>四 前各号に掲げるものに準ずる刀剣類で、その外装が工芸品として価値のあるもの</p> <p>（鑑定の手続）</p> <p>② 第5条 鑑定は、登録審査委員2名以上によつて行なわれなければならない。</p>



法 律	規 範 等
○学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)	○義務教育諸学校教科用図書検定基準(平成元年1月25日文部省告示第15号)
<p>第21条 小学校においては、<u>文部科学大臣の検定</u>を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。</p> <p>2 前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。</p> <p>3 第1項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条に規定する機関をいう。以下同じ。)については、政令で定める。</p> <p>(参考)</p> <p>第88条 この法律に規定するもののほか、<u>この法律施行のための必要な事項で、地方公共団体の機関が処理しなければならないものについては政令で、その他のものについては文部科学大臣がこれを定める。</u></p>	<p>第1章 総則(略)</p> <p>第2章 各教科共通の条件</p> <p>1 範囲及び程度</p> <p>(1) 小学校学習指導要領(平成10年文部省告示第175号)又は中学校学習指導要領(平成10年文部省告示第176号)(以下「学習指導要領」という。)に示す教科及び学年、分野又は言語の「目標」(以下「学習指導要領に示す目標」という。)に従い、学習指導要領に示す学年、分野又は言語の「内容」(以下「学習指導要領に示す内容」という。)及び「内容の取扱い」(「指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い」及び「指導計画の作成と内容の取扱い」を含む。以下「学習指導要領に示す内容の取扱い」という。)に示す事項を不足なく取り上げていること。</p> <p>(2) 本文、問題、説明文、注、資料、作品、挿絵、写真、図など教科用図書の内容(以下「図書の内容」という。)には、学習指導要領に示す目標、学習指導要領に示す内容及び学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、不必要なものは取り上げていないこと。</p> <p>(3) 図書の内容は、その学年の児童又は生徒の心身の発達段階に適合しており、その能力からみて程度が高過ぎるところ又は低過ぎるところはないこと。</p> <p>2 選択・扱い及び組織・分量</p> <p>(1) 図書の内容の選択及び扱いには、学習指導要領に示す目標、学習指導要領に示す内容及び学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして不適切なところ、その他児童又は生徒が学習する上に支障を生ずるおそれのあるところはないこと。</p> <p>(2) 政治や宗教の扱いは公正であり、特定の政党や宗派又はその主義や信条に偏っていたり、それらを非難していたりするところはないこと。</p> <p>(3) 話題や題材の選択及び扱いは、特定の事項、事象、分野などに偏ることなく、全体として調和がとれていること。</p> <p>(4) 図書の内容に、特定の事柄を特別に強調し過ぎていたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと。</p> <p>(5) 図書の内容は、基礎的、基本的な内容を習得させる上で適切な事項に厳選されており、網羅的、羅列的になっているところはないこと。</p> <p>((6) から(15)まで及び「3 正確性及び標記・表現」略)</p> <p>第3章 各教科固有の条件 (国語科関係 略) 〔社会科(「地図」を除く。)]</p> <p>1 範囲及び程度</p> <p>(1) 中学校学習指導要領第2章第2節の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の1の(3)に示す「適切な課題を設けて行う学習」は、取り上げなくても差し支えないこと。</p> <p>2 選択・扱い及び組織・分量</p> <p>(1) 小学校学習指導要領第2章第2節の第2「各学年の目標及び内容」の[第6学年]の2「内容」の(1)のウの「建造物や絵画」並びにオの「歌舞伎や浮世絵」及び「国学や蘭学」については、いずれも取り上げていること。</p> <p>(2) 小学校学習指導要領第2章第2節の第2「各学年の目標及び内容」の[第6学年]の3「内容の取扱い」の(3)のアについては、3か国程度を取り上げ、選択して学習することができるよう配慮がされていること。</p> <p>(3) 未確定な時事的事象について断定的に記述しているところはないこと。</p> <p>(4) 近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること。</p> <p>(5) 著作物、史料などを引用する場合には、評価の定まったものや信頼度の高いものを用いていること。また、法文を引用する場合には、原典の表記を尊重していること。</p> <p>(6) 日本の歴史の紀年について、重要なものには元号及び西暦を併記していること。</p> <p>(以下 略)</p>

法律

○生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）

（基準及び程度の原則）  
 第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。  
 2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならぬ。

規範等

○生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）

生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により、生活保護法による保護の基準を次のように定め、生活保護法による保護の基準（昭和32年4月厚生省告示第95号）は、廃止する。

- 生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の基準はそれぞれ別表第1から別表第8までに定めるところによる。
- 要保護者に特別の事由があつて、前項の基準によりがたいときは、厚生労働大臣が特別の基準を定める。
- 別表第1、別表第3、別表第6及び別表第8の基準額に係る地域の級地区分は、別表第9に定めるところによる。  
 市町村の廃置分合、境界変更又は市町村相互間の変更により、当該市町村の地域の級地区分に変更を生ずるときは、厚生労働大臣が別に定める。

別表第1 生活扶助基準

第1章 基準生活費

1 居宅

(1) 基準生活費の額（月額）

ア 1級地

(ア) 1級地-1

第1類

年齢別	基準額
0歳	14,970円
1歳～2歳	21,790
3歳～5歳	26,950
6歳～8歳	32,030
9歳～11歳	36,450
12歳～14歳	44,010
15歳～17歳	47,310
18歳～19歳	42,010
20歳～40歳	39,970
41歳～59歳	38,180
60歳～69歳	36,100
70歳以上	32,340

（中略）

(2) 基準生活費の算定

ア 基準生活費は、世帯を単位として算定するものとし、その額は第1類の表に定める個人別の額を合算した額と第2類の表に定める額の合計額とする。ただし、12月の基準生活費の額は、当該合計額に世帯構成員1人につき次の表に定める期末一時扶助費を加えた額とする。

（以下略）

第2類

基準額及び加算額	世帯人員別					
	1人	2人	3人	4人	5人以上1人を増すごとに加算する額	
基準額	43,430円	48,070円	53,290円	57,980円	440円	
地区別冬季加算額（11月から3月まで）	I区	24,350	31,530	37,630	42,670	1,640
	II区	17,410	22,550	26,910	30,520	1,170
	III区	11,560	14,970	17,860	20,250	780
	IV区	8,820	11,420	13,630	15,460	590
	V区	6,150	7,970	9,510	10,780	410
	VI区	3,090	4,000	4,770	5,410	200

法律	規 範 等
○墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年5月31日法律第48号)	○墓地、埋葬等に関する法律第13条の解釈について(昭和35年3月8日衛環発第8号 各都道府県・各指定都市衛生主管部(局長)あて厚生省公衆衛生局環境衛生部長通知)
<p>第13条 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならない。</p>	<p>最近、宗教団体の経営する墓地について、その墓地の管理者が、埋葬又は埋蔵の請求に対し、請求者が他の宗教団体の信者であることを理由に、これを拒むという事例が各地に生じているが、この問題が国民の宗教的感情に密接な関連を有するものであるとともに、公衆衛生の見地から好ましからざる事態の生ずることも予想されることにかんがみ、これについての墓地、埋葬等に関する法律第13条の解釈をこの際明確ならしめるため、先般、別紙(1)により内閣法制局に対し照会を発したところ、このたび別紙(2)のとおり回答があつた。従つて、今後はこの回答の趣旨に沿つて解釈運用することとしたので、貴都道府県(指定都市)においても遺憾のないよう処理されたい。</p> <p>なお、これに伴い、墓地、埋葬等に関する法律第13条について(昭和24年8月22日衛環第88号東京都衛生局長あて厚生省環境衛生課長回答)は廃止する。</p> <p>〔別紙(1)〕 (昭和34年12月24日 衛発第1280号 内閣法制局第1部長あて厚生省公衆衛生局長照会) 標記について次のとおり疑義があるので意見を問う。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第13条においては、墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたとき、正当の理由がなければ、これを拒んではならない旨規定されているが、最近にいたり、宗教団体の経営する墓地の管理者が、埋葬又は埋蔵の請求に対し、請求者が他の宗教団体の信者であることを理由に、これを拒むという事例が各地に生じている。この場合当該管理者の行つた埋葬又は埋蔵の請求に対する拒否は、正当の理由に基くものと解してさしつかえないか。また、埋葬又は埋蔵の請求者が、当該墓地の区域内に、先祖伝来の墳墓を有しているとき、これを有しないときとは、その解釈上相違があるか。</p> <p>〔別紙(2)〕 (昭和35年2月15日 法制局一発第1号 厚生省公衆衛生局長あて内閣法制局第1部長回答) 昨年12月24日付け衛発第1280号をもつて照会にかかる標記の件に関し、左記のとおり回答する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下単に「法」という。)第13条は、「墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければ拒んではならない。」旨を規定するとともに、本条の規定に違反した者は、法第21条第1号の規定により刑に処するものとされている。墓地、納骨堂又は火葬場の管理者に対してこのような制限が課されているのは、管理者がこのような求めをみだりに拒否することが許されるとすれば、埋葬(法第2条第1項)、埋蔵、収蔵又は火葬(法第2条第2項)の施行が困難におちいる結果、死体の処理について遺族その他の関係者の死者に対する感情を著しくそこなうとともに、公衆衛生上の支障をきたし、ひいては公共の福祉に反する事態を招くおそれのあることにかんがみ(法第一条参照)、このような事態の発生を未然に防止しようとする趣旨に基づくものであろう。このような立法趣旨に照らせば、お示しのように、宗教団体がその経営者である場合に、その経営する墓地に、他の宗教団体の信者が、埋葬又は埋蔵を求めたときに、依頼者が他の宗教団体の信者であることのみを理由としてこの求めを拒むことは、「正当の理由」によるものとはとうてい認められないであろう。</p> <p>ただ、ここで注意しなければならないのは、ここにいう埋葬又は埋蔵とは、その語義に徴しても明らかなように(法第2条第1項参照)、死体又は焼骨を土中に埋める行為—この行為が社会の常識上要求される程度の丁重さをもつてなされることは、当然であるが—を指す趣旨であつて、埋葬又は埋蔵の施行に際し行われることの多い宗派的典礼をも、ここにいう埋葬又は埋蔵の觀念に含まれるものと解すべきではない。すなわち、法第13条はあくまでも、埋葬又は埋蔵行為自体について依頼者の求めを一般に拒んではならない旨を規定したにとどまり、埋葬又は埋蔵の施行に関する典礼の方式についてまでも、依頼者の一方的な要求に応ずべき旨を定めたものと解すべきではない。いいかえれば、このような典礼の方式は、本条の直接関知しないところであつて、もつばら当該土地について、権原を有する者としての資格における墓地の経営者と依頼者との間の同意によつて決定すべきことである。したがつて、宗教団体が墓地を経営する場合に、当該宗教団体がその経営者である墓地の管理者が、埋葬又は埋蔵の方式について当該宗派的典礼によるべき旨を定めることはもちろん許されようから、他の宗教団体の信者たる依頼者が、自己の属する宗派的典礼によるべきことを固執しても、こういう場合の墓地の管理者は、典礼方式に関する限り、依頼者の要求に応ずる義務はないといわなければならない。そして、両者が典礼方式に関する自己の主張を譲らない場合には、結局依頼者としては、いつたん行つた埋葬又は埋蔵の求めを撤回することを余儀なくされようが、このような事態は、さきに述べたように法第13条とは別段のかかわりがないとみるべきである。</p>

法 律	規 範 等
○農地法（昭和27年7月15日法律第229号）	○農地法施行令（昭和27年10月20日政令第445号）
<p>(売払)</p> <p>第80条 農林水産大臣は、第78条第1項の規定により管理する土地、立木、工作物又は権利について、<u>政令で定めるところにより、自作農の創設又は土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認めるとき(①)</u>は、農林水産省令で定めるところにより、これを売り払い、又はその所管換若しくは所属替をすることができる。</p> <p>2 農林水産大臣は、前項の規定により売り払い、又は所管換若しくは所属替をすることができる土地、立木、工作物又は権利が第9条、第14条又は第44条の規定により買収したものであるときは、<u>政令で定める場合(②)</u>を除き、その土地、立木、工作物又は権利を、その買収前の所有者又はその一般承継人に売り払わなければならない。</p>	<p>内閣は、農地法（昭和27年法律第229号）及び農地法施行法（昭和27年法律第230号）に基き、この政令を制定する。</p> <p>(売り払うべき土地等の認定)</p> <p>① 第16条 農林水産大臣は、次に掲げる土地等につき法第80条第1項の認定をすることができる。</p> <p>一 昭和24年7月1日までに旧自作農創設特別措置法（昭和21年法律第43号。以下「旧措置法」という。）第30条第1項の規定による買収又は同法第41条第1項第3号の規定による決定があつた土地で昭和28年3月31日までに法第62条第2項の規定による土地配分計画が作成される見込みがなく、又第4条及び第5条の基準に該当しないことが明らかなもの並びにその土地の上にある立木及び工作物</p> <p>一の二 昭和24年7月1日までに旧措置法第30条第1項の規定による買収又は同法第41条第1項第3号の規定による決定があつた土地で、昭和36年3月31日までに法第62条第3項の規定による公示がされる見込みがないか又はされなかつたもの（同日までにその地区に係る建設工事が着手されたか又は着手される見込みがある地区内の土地を除く。）並びにその土地の上にある立木及び工作物</p> <p>二 法第61条に掲げる土地等でその地区に係る法第62条第1項の土地配分計画に定められなかつたもの</p> <p>三 法第55条第3項（法第58条第2項、第59条第5項及び第72条第4項で準用する場合を含む。）若しくは第58条第1項又は旧措置法第33条第2項（同法第37条第2項で準用する場合を含む。）若しくは第36条第1項の規定に基づく請求により買収した土地等</p> <p>四 公用、公共用又は国民生活の安定上必要な施設の用に供する緊急の必要があり、かつ、その用に供されることが確実な土地等</p> <p>五 法第4条第1項第5号に規定する市街化区域内にある土地等又は市街地の区域内若しくは市街地化の傾向が著しい区域内にあるその他の土地等</p> <p>六 洪水、地すべり、鉱害その他の災害により農地若しくは採草放牧地又はこれらの農業上の利用のため必要な土地等として利用することが著しく困難又は不相当となつた土地等</p> <p>七 その他自作農の創設又は土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことが相当である土地等</p> <p>2 農林水産大臣は、前項第七号に掲げる土地等につき法第80条第1項の認定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の意見をきかなければならない。</p> <p>② 第18条 法第80条第2項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 その土地等の買収前の所有者又はその一般承継人が買受けを希望しない旨を申し出た場合又は前条の通知若しくは公告をした日から起算して3箇月以内に買受けの申込みをしない場合</p> <p>二 その土地等が旧措置法第28条第1項（同条第5項、同法第29条第2項及び第41条第4項で準用する場合を含む。）の規定による買取り、同法第33条第2項又は第36条第1項の規定に基づく請求による買収及び旧自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令（昭和25年政令第288号第2条第1項第3号の規定による譲渡によつて取得されたものである場合</p> <p>三 その土地の買収前の所有者が法第69条第1項（法第70条第2項において準用する場合を含む。）又は旧措置法第41条の3第1項の規定により代地の売渡しを受けている場合</p>

法律	規 範 等																			
<p>○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）</p>	<p>○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年11月21日政令第324号）</p> <p>内閣は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）の規定に基き、この政令を制定する。</p>																			
<p>（事業の許可）</p> <p>第51条の2 次の各号に掲げる廃棄（製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び第52条第1項の許可を受けた者が製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設又は同条第2項第7号に規定する使用施設に付随する同項第9号に規定する廃棄施設において行うものを除く。）の事業を行おうとする者は、次の各号に掲げる廃棄の種類ごとに、<u>政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可（①）</u>を受けなければならない。</p> <p>一 <u>政令で定める核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（②）</u>の埋設の方法による最終的な処分（以下「<u>廃棄物埋設</u>」という。）</p> <p>二 略</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 廃棄物埋設地及びその附属施設（以下「<u>廃棄物埋設施設</u>」という。）又は廃棄物管理設備及びその附属施設（以下「<u>廃棄物管理施設</u>」という。）を設置する事業所の名称及び所在地</p> <p>三 廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の性状及び量</p> <p>四 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>五 放射能の減衰に応じた廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置の変更予定時期</p> <p>六 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の工事計画</p> <p>3 文部科学大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、第1項第一号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ原子力委員会及び原子力安全委員会の意見を聴かななければならない。</p>	<p>（廃棄事業の許可の申請）</p> <p>① 第13条の8 法第51条の2第1項の許可は、廃棄物埋設又は廃棄物管理の事業を行おうとする事業所ごとに受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、事業計画書その他<u>経済産業省令で定める書類（a）</u>を添えて、申請しなければならない。</p> <p>② （廃棄物埋設）</p> <p>第13条の9 法第51条の2第1項第1号の政令で定める核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物は、次項に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げる核燃料物質によつて汚染された物（微量の核燃料物質が混入し、又は付着している物を含む。）であつて、その埋設を行う時以後において、同表の中欄に掲げる放射性物質についての放射能濃度がそれぞれ同表の下欄に掲げる放射能濃度を超えないものとする。</p> <table border="1" data-bbox="817 995 1433 1458"> <tr> <td data-bbox="817 995 1019 1058">一 原子炉施設を設置した工場又は事業所において生じた廃棄される物で次に掲げるもの</td> <td data-bbox="1019 995 1220 1058">炭素14</td> <td data-bbox="1220 995 1433 1058">37ギガベクレル毎トン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="817 1058 1019 1121">イ 容器に固型化したもの（次号に掲げるものを除く。）</td> <td data-bbox="1019 1058 1220 1121">コバルト60</td> <td data-bbox="1220 1058 1433 1121">11.1テラベクレル毎トン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="817 1121 1019 1183">ロ 金属製のもの（容器に固型化することが困難なものに限る。）</td> <td data-bbox="1019 1121 1220 1183">ニッケル63</td> <td data-bbox="1220 1121 1433 1183">1.11テラベクレル毎トン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="817 1183 1019 1246">で開口部の密閉その他の処理をしたもの</td> <td data-bbox="1019 1183 1220 1246">ストロンチウム90</td> <td data-bbox="1220 1183 1433 1246">74ギガベクレル毎トン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="817 1246 1019 1309"></td> <td data-bbox="1019 1246 1220 1309">セシウム137</td> <td data-bbox="1220 1246 1433 1309">1.11テラベクレル毎トン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="817 1309 1019 1458"></td> <td data-bbox="1019 1309 1220 1458">アルファ線を放出する放射性物質</td> <td data-bbox="1220 1309 1433 1458">1.11ギガベクレル毎トン</td> </tr> </table> <p>（以下略）</p>	一 原子炉施設を設置した工場又は事業所において生じた廃棄される物で次に掲げるもの	炭素14	37ギガベクレル毎トン	イ 容器に固型化したもの（次号に掲げるものを除く。）	コバルト60	11.1テラベクレル毎トン	ロ 金属製のもの（容器に固型化することが困難なものに限る。）	ニッケル63	1.11テラベクレル毎トン	で開口部の密閉その他の処理をしたもの	ストロンチウム90	74ギガベクレル毎トン		セシウム137	1.11テラベクレル毎トン		アルファ線を放出する放射性物質	1.11ギガベクレル毎トン	<p>○核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和63年1月13日総理府令第1号）</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律…中略…第51条の6、…中略…並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令…中略…第13条の7第2項、…中略…の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため（b）、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則を次のように定める。</p> <p>（廃棄物埋設の事業の許可の申請）</p> <p>b 第2条 法第51条の2第2項の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 法第51条の2第2項第3号の核燃料物質等の性状及び量については、廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載すること。 （二～五 略）</p> <p>a 2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第13条の8第2項に規定する事業計画書その他<u>経済産業省令で定める書類</u>は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 次の事項を記載した事業計画書</p> <p>イ 廃棄物埋設の事業の開始の予定時期</p> <p>ロ 廃棄物埋設の事業の開始の日を含む事業年度以後の毎事業年度の放射性廃棄物の受入れ計画及び予定埋設数量</p> <p>ハ 資金計画及び事業の収支見積り （以下略）</p>
一 原子炉施設を設置した工場又は事業所において生じた廃棄される物で次に掲げるもの	炭素14	37ギガベクレル毎トン																		
イ 容器に固型化したもの（次号に掲げるものを除く。）	コバルト60	11.1テラベクレル毎トン																		
ロ 金属製のもの（容器に固型化することが困難なものに限る。）	ニッケル63	1.11テラベクレル毎トン																		
で開口部の密閉その他の処理をしたもの	ストロンチウム90	74ギガベクレル毎トン																		
	セシウム137	1.11テラベクレル毎トン																		
	アルファ線を放出する放射性物質	1.11ギガベクレル毎トン																		

法律	規 範 等	
<p>○道路運送車両法（昭和26年法律第185号）</p>	<p>○道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）</p> <p>道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3章の規定に基づき、道路運送車両の保安基準を次のように定める。</p>	<p>○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年7月15日国土交通省告示第619号）</p> <p>…略…並びに道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示を次のように定め、平成14年9月1日から適用する。</p>
<p>第3章 道路運送車両の保安基準 （自動車の構造）</p> <p>第40条 自動車は、その構造が、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。 （第1号から第9号まで 略）</p> <p>（自動車の装置）</p> <p>第41条 自動車は、次に掲げる装置について、<u>国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ</u>、運行の用に供してはならない。</p> <p>一 <u>原動機及び動力伝達装置（①）</u> 二 <u>車輪及び車軸、そりその他の走行装置（②）</u> （第3号から第20号まで 略）</p> <p>（乗車定員又は最大積載量）</p> <p>第42条 自動車は、乗車定員又は最大積載量について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。</p> <p>（自動車の保安上の技術基準についての制限の附加）</p> <p>第43条 地方運輸局長は、こう配、曲折、ぬかるみ、積雪、結氷その他の路面の状況等により保安上危険な道路において主として運行する自動車の使用者に対し、当該自動車につき、第40条の規定による同条各号についての制限、第41条の規定による走行装置、制動装置、灯火装置若しくは警報装置についての制限又は第42条の規定による乗車定員若しくは最大積載量についての制限を附加することができる。</p> <p>2 地方運輸局長は、前項の行為をするときは、予め国土交通大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>（第44条（原動機付自転車の構造及び装置）、第45条（軽車両の構造及び装置）及び第46条（保安基準の原則）略）</p>	<p>（原動機及び動力伝達装置）</p> <p>① 第8条 自動車の原動機及び動力伝達装置は、運行に十分耐えるものとして、構造等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>2 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度20キロメートル毎時未満の軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の原動機は、運転者席において始動できるものでなければならない。</p> <p>3 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第一小型特殊自動車の項第2号に掲げる自動車をいう。以下同じ。）並びに最高速度20キロメートル毎時未満の自動車を除く。）の加速装置は、運転者が操作を行わない場合に、当該装置の作動を自動的に解除するための独立に作用する2個以上のばねその他の装置を備えなければならない。</p> <p>4 次の自動車（最高速度が90キロメートル毎時以下の自動車、緊急自動車及び被牽引自動車を除く。）の原動機は、速度抑制装置を備えなければならない。</p> <p>一 貨物の運送の用に供する普通自動車であつて、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のもの 二 前号の自動車に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車</p> <p>5 前項の速度抑制装置は、自動車が90キロメートル毎時を超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度の制御を円滑に行うことができるものとして、速度制御性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>（走行装置等）</p> <p>② 第9条 自動車の走行装置（空気入ゴムタイヤを除く。）は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして、<u>強度等に関し告示で定める基準（a）</u>に適合するものでなければならない。 （第2項及び第3項 略）</p>	<p>a 第4条 自動車の走行装置の強度等に関し、保安基準第9条第1項の告示で定める基準は、別添1「軽合金ディスクホイールの技術基準」に定める基準及び次項に掲げる基準とする。</p> <p>2 自動車の走行装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。この場合において、次の各号に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。</p> <p>一 ハブボルト、スピンドル・ナット、クリップ・ボルト、ナットに緩み若しくは脱落があるもの 二 ホイール・ベアリングに著しいがた又は損傷があるもの 三 アクスルに損傷があるもの 四 リム又はサイドリングに損傷があるもの 五 サイドリングがリムに確実にはめこまれていないもの 六 車輪に著しい振れがあるもの 七 車輪の回転が円滑でないもの</p> <p>（別添1 略）</p>

法 律	規 範 等
○環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）	○二酸化窒素に係る環境基準について（昭和53年7月11日環境庁告示38号）  公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づく大気汚染に係る環境上の条件のうち、二酸化窒素に係る環境基準について次のとおり告示する。
<p>第16条 政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、<u>人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準</u>を定めるものとする。</p> <p>2 前項の基準が、2以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、2以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるものあっては政府が、それ以外の地域又は水域にあってはその地域又は水域が属する都道府県の知事が、それぞれ行うものとする。</p> <p>3 第1項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。</p> <p>4 政府は、この章に定める施策であって公害の防止に関係するもの（以下「公害の防止に関する施策」という。）を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第1項の基準が確保されるように努めなければならない。</p>	<p>環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による二酸化窒素に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間等は、次のとおりとする。</p> <p>第1 環境基準</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 二酸化窒素に係る環境基準は、次のとおりとする。 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。</li> <li>2 1の環境基準は、二酸化窒素による大気汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法により測定した場合における測定値によるものとする。</li> <li>3 1の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。</li> </ol> <p>第2 達成期間等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあつては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。</li> <li>2 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることはならないよう努めるものとする。</li> <li>3 環境基準を維持し、又は達成するため、個別発生源に対する排出規制のほか、各種の施策を総合的かつ有効適切に講ずるものとする。政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。</li> </ol>

法律	規範等
<p>○国家公務員法（昭和22年10月21日法律第120号）</p>	<p>○人事院規則14-7（政治的行為）（昭和24年9月19日人事院規則14-7）</p>
<p>（政治的行為の制限）</p> <p>第102条 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、<u>人事院規則で定める政治的行為</u>をしてはならない。</p> <p>2 職員は、公選による公職の候補者となることができない。</p> <p>3 職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。</p>	<p>人事院は、国家公務員法に基づき、政治的行為に関し次の人事院規則を制定する。</p> <p>（1から4まで（適用の範囲）及び5（政治的目的の定義） 略）</p> <p>（政治的行為の定義）</p> <p>6 法第102条第1項の規定する政治的行為とは、次に掲げるものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 政治的目的のために職名、職権又はその他の公私の影響力を利用すること。</li> <li>二 政治的目的のために寄附金その他の利益を提供し又は提供せずその他政治的目的をもつなんらかの行為をなし又はなさないことに対する代償又は報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益を得若しくは得ようと企て又は得させようとする事あるいは不利益を与え、与えようと企て又は与えようとおびやかすこと。</li> <li>三 政治的目的をもつて、賦課金、寄附金、会費又はその他の金品を求め若しくは受領し又はなんらの方法をもつてするを問わずこれらの行為に関与すること。</li> <li>四 政治的目的をもつて、前号に定める金品を国家公務員に与え又は支払うこと。</li> <li>五 政党その他の政治的団体の結成を企画し、結成に参加し若しくはこれらの行為を援助し又はそれらの団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となること。</li> <li>六 特定の政党その他の政治的団体の構成員となるように又はならないように勧誘運動をすること。</li> <li>七 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し又はこれらの行為を援助すること。</li> <li>八 政治的目的をもつて、第5項第1号に定める選挙、同項第2号に定める国民審査の投票又は同項第8号に定める解散若しくは解職の投票において、投票するように又はしないように勧誘運動をすること。</li> <li>九 政治的目的のために署名運動を企画し、主宰し又は指導しその他これに積極的に参与すること。</li> <li>十 政治的目的をもつて、多数の人の行進その他の示威運動を企画し、組織し若しくは指導し又はこれらの行為を援助すること。</li> <li>十一 集会その他多数の人に接し得る場所で又は拡声器、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること。</li> <li>十二 政治的目的を有する文書又は図画を国、特定独立行政法人又は日本郵政公社の庁舎（特定独立行政法人及び日本郵政公社にあつては、事務所。以下同じ。）、施設等に掲示し又は掲示させその他政治的目的のために国、特定独立行政法人又は日本郵政公社の庁舎、施設、資材又は資金を利用し又は利用させること。</li> <li>十三 政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し若しくは配布し又は多数の人に対して朗読し若しくは聴取させ、あるいはこれらの用に供するために著作し又は編集すること。</li> <li>十四 政治的目的を有する演劇を演出し若しくは主宰し又はこれらの行為を援助すること。</li> <li>十五 政治的目的をもつて、政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものを製作し又は配布すること。</li> <li>十六 政治的目的をもつて、勤務時間中において、前号に掲げるものを着用し又は表示すること。</li> <li>十七 なんらの名義又は形式をもつてするを問わず、前各号の禁止又は制限を免れる行為をすること。</li> </ol> <p>7 この規則のいかなる規定も、職員が本来の職務を遂行するため当然行うべき行為を禁止又は制限するものではない。</p> <p>8 各省各庁の長、特定独立行政法人の長及び日本郵政公社の総裁は、法又は規則に定める政治的行為の禁止又は制限に違反する行為又は事実があつたことを知つたときは、直ちに人事院に通知するとともに、違反行為の防止又は矯正のために適切な措置をとらなければならない。</p>